

あま市パートナーシップ条例(仮称)の原案と修正案の比較

	修正案	原 案 (第3回策定委員会 提出分)
名称	(案1) あま市パートナーシップによるまちづくり条例 (案2) <u>あま市パートナーシップによる協働のまちづくり条例</u> (案3) <u>あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例</u>	あま市パートナーシップによるまちづくり条例
前文	<p>あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化を形成してきました。<u>古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、弘法大師が開山し蜂須賀小六が走り回った蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあります。</u>また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かな地域を形成しています。</p> <p>本市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町がスクラムを組んで生まれました。<u>互いの特色を活かし、かつ補完しながらのまちづくりを目指し、地域の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを支える市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組みも行われています。</u>一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、地域のつながりを薄れさせ、<u>市民の連帯感が希薄になりつつあります。</u>また、市民の<u>価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サービスを行政だけで提供することが難しくなっています。</u></p> <p><u>「一生涯、住み続けたいまち“あま”を築いていくには、この地域に潜在する市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に活かすことが求められます。</u>市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を活かす合うために、それぞれが手を繋ぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う<u>市民、地域組織、市民活動団体及び事業者が対等な立場で助け合い、パートナーシップを組み、連携し協働していくことが大切です。</u></p> <p>パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。<u>市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここに市民協働のまちづくりを推進する条例を制定します。</u></p>	<p>あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、<u>古来より農業を中心に発展しつつ、多くの歴史と文化を形成してきました。</u></p> <p>また、近年は都市化の進展もあり、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成してきました。</p> <p>一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化により、地域のつながりが薄れ、<u>住民の連帯感が希薄になりつつあります。</u>また、市民一人ひとりが様々な価値観を持つことにより、その複雑化したニーズに対する公共サービスを提供することが難しくなっています。<u>三つの町域が手を組み、新しく生まれたわがあま市は、互いの特色を生かし、かつ補完し、強力なスクラムを組んだまちづくりをしていかななくてはなりません。</u>そして、この地域に潜在する市民の力、歴史・文化など様々な地域資源を最大限に活かしながら、<u>一生涯住み続けたいと思えるあま市を築いていくことが必要です。</u></p> <p><u>そのためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かしあう為に、それぞれが手を繋ぎ合える環境を作らなくてはなりません。</u>また、まちづくりを担う<u>様々な組織や人々が対等な立場で助け合い、相互に協力し、連携していくことが大切です。</u></p> <p>パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。<u>豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここに市民協働のまちづくりを推進する条例を制定します。</u></p>
目的	<p>(案1) この条例は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、<u>地域組織、市民活動団体、事業者</u>（以下「市民等」という。）及び市が、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(案2) <u>この条例は、市民、地域組織、市民活動団体、事業者</u>（以下「市民等」という。）及び市が、<u>協働によるまちづくりを進める上で、必要な基本事項を定めることにより住み良いあま市の実現を目指すことを目的とする。</u></p>	<p>この条例は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市が、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>

定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取り組みをいう。</p> <p>(2) パートナースィップ 市民等及び市が、<u>対等の立場で協力・連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。</u></p> <p>(3) 協働 同じ目的のために役割を分担し、共に協力して働くことをいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(5) <u>地域組織 区、町内会、コミュニティ及びこれに類する地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。</u></p> <p>(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当しないものをいう。</p> <p>(7) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナースィップ 市民、市民活動団体、事業者及び市が、<u>それぞれの役割や責任を自覚し、相互に協力・連携をしながら同一の目的のために行う活動をいう。</u></p> <p>(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(3) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当しないものをいう。</p> <p>(4) 事業者 <u>営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。</u></p>
基本理念	<p>市民等及び市は、<u>地域の特色を活かし、愛着の持てるまちを実現するため、次に掲げる基本理念にのっとり、パートナーシップによるまちづくりを推進するものとする。</u></p> <p>(1) 市民参加によって、<u>市民主体のまちづくりに取り組むこと。</u></p> <p>(2) <u>それぞれの役割と特性を理解し、対等な立場で目標を立て協力すること。</u></p> <p>(3) <u>理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を推進すること。</u></p> <p>(4) <u>まちづくりを進めるため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金又は情報等の提供に努めること。</u></p>	<p>市民等及び市は、<u>お互いに支え合う地域社会を実現するため、対等の立場でそれぞれの役割と責務を分担し、次の理念のもとパートナーシップによるまちづくりの推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 市民<u>全員</u>参加によって、<u>主体的にまちづくりに取り組むこと。</u></p> <p>(2) <u>相互に役割と責務を理解し、協力すること。</u></p> <p>(3) <u>互いに思いやりを持って、自主性・自立性を尊重すること。</u></p> <p>(4) <u>相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有すること。</u></p>

《 参 考 》

用語の定義について

～「パートナーシップ」と「協働」の違い～

◆国語辞典より

パートナーシップとは・・・

共同で何かを行うための、対等な協力関係。

協働とは・・・

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

◆先進自治体の例

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

- ・パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- ・協働 同じ目的のために、役割を分担し、共に協力して働くことをいう。